第89回 神戸市個人情報保護審議会

# 特定健診・特定保健指導情報の フレイルチェックシステムへの情報項目の追加 及び住民基本台帳情報の利用について

(保健福祉局)

神市参住第 1472 号 平成30年12月27日

神戸市個人情報保護審議会 会 長 西村裕三様



諮問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加 及び住民基本台帳情報の利用について (条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当:市民参画推進局参画推進部住民課

# 特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加 及び住民基本台帳情報の利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

# 【住民基本台帳情報】

住記個人番号 郵便番号 住所(漢字) 氏名(漢字・カナ・アルファベット) 通称名(漢字・カナ) 生年月日 性別

神保高国第3493号 平成30年12月20日

神戸市個人情報保護審議会会 長 西村裕三様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加 及び住民基本台帳情報の電子計算機処理について (条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当:保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

# 特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加 及び住民基本台帳情報の電子計算機処理について (条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

## 【対象者情報】

- 保険者番号
- ・国民健康保険被保険者証記号・番号
- ・生年月日
- 性别.
- ・被保険者マスタ個人番号
- ・被保険者名(カナ・漢字)
- 郵便番号
- ・住所

## 【特定健診情報】

- 実施年月日
- ◎健診結果(項目名、項目コード、データ値、単位)
- ◎問診結果(項目名、項目コード、結果)
- ◎メタボリックシンドローム判定
- ◎保健指導レベル
- ◎医師の判定
- 健診実施機関名

## 【特定保健指導情報】

- ◎保健指導区分
- ◎行動変容ステージ
- ◎初回面接実施状況(実施年月日、支援形態、支援実施計画、実施者)
- ◎目標(腹囲、体重、血圧、エネルギー摂取量、運動量)
- ◎支援実施状況(実施年月日、支援形態、支援時間、支援ポイント、実施者)
- ◎中間・3ヵ月後の評価実施状況(実施年月日、支援形態・確認方法)
- ◎評価 (腹囲、体重、血圧、生活習慣の改善状況)
- 支援終了年月日
- · 保健指導実施機関名

# 特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加 及び住民基本台帳情報の利用について

#### 1 趣旨

平成20年度から実施している特定健診・特定保健指導(※1)は、現在、支払い審査業務を委託している国保連合会のシステムにてデータ管理を行っている。

一方、平成 29 年度から実施しているフレイルチェック (※2) は、フレイルチェック システム (※3) にてデータ管理を行っている。

今後は、これら個別に管理している情報を健康寿命の延伸のために、住民基本台帳データの利用が可能なフレイルチェックシステムを活用し紐付けて管理することで、フレイル予防と生活習慣病予防の双方の観点に即した保健指導の実施・介護予防サービスの勧奨、データ分析による効果的な生活習慣病予防や介護予防事業の企画立案・事業評価などを行う。

## 2 実施概要

- (1) フレイルチェックシステムへの特定健診・特定保健指導情報の追加 国保連合会システムで管理している特定健診・特定保健指導データ(29年度以降分) を、フレイルチェックシステムに取り込む。
- (2) 住民基本台帳情報の利用及びデータの経年管理

国保連合会システムから入手した特定健診・特定保健指導データの取り込み時に、カナ氏名、漢字氏名、性別、生年月日、住所により、住民基本台帳情報と突合し、一致した本人の住民基本台帳情報をフレイルチェックシステムに取り込む。

2回目以降のデータの取り込み時には、1回目と同様のカナ氏名、漢字氏名、性別、 生年月日、住所の突合に加えて、蓄積された特定健診データの住記個人番号を突合する ことにより、氏名や住所等が変更された場合についても、同一性を正確に把握して、結 果を継続的に管理する。

(3) 特定健診・特定保健指導情報とフレイルチェック結果情報の紐付け 住民基本台帳情報をキーとして、特定健診・特定保健指導情報とフレイルチェック結 果情報を紐付け可能な状態で管理する。

#### 3. 効果

特定健診・特定保健指導データを住民基本台帳情報と突合することにより、同情報が同一本人のものであることを確認しつつ、複数年に渡って継続的に管理することが可能となる。その結果、経年変化を基にした食生活や運動習慣等に関する保健指導が可能となり、生活習慣病の発症と重症化の予防を効果的に行うことが可能となる。

また、特定健診データ・特定保健指導データ、フレイルチェック結果データを紐付けて管理することで、生活習慣病予防・フレイル予防の双方の観点に基づいた保健指導と、データの分析による施策の企画立案を行うことができる。

#### 4 スケジュール

平成 30 年 12 月~平成 31 年 1 月

システム改修

平成 31 年 2 月~

特定健診・特定保健指導データの取り込み開始 住民基本台帳情報の利用開始

5 对象者数 神戸市国民健康保険特定健診受診者 約9万人(年間)

# 6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

## (1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては静脈認証、ID、パスワードによる認証を行い、端末 機の操作を関係職員に限定する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機に保存せず、庁内の施錠されたラック内に設置するサーバで一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。

## (2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係者のみに限定し、入退室時の鍵の貸し出し状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理や焼却処分などの方法で確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び 指導を行う。

## 【参考】

## ※1 特定健診・特定保健指導とは

高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に対して内臓脂肪の蓄積に起因した 生活習慣病(メタボリックシンドローム)に関する健康診査(特定健診)及び特定健診 の結果により健康の保持に努める必要のある者に対する保健指導(特定保健指導)の実 施が義務づけられている。特定健診・特定保健指導の対象者は、40~74歳の医療保険 加入者である。

#### ※2 フレイルチェックとは

健康寿命の延伸に向け、運動・栄養・口腔・認知等に関する質問票への回答、握力等の計測により、心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルを早期に発見し、生活習慣の見直しを促すことを目的とし、特定健診集団健診会場や調剤薬局等で実施している。

回収した回答・各種計測結果は、こうべ健康いきいきサポートシステム内のフレイル チェックシステムに入力し、将来要支援、要介護の認定を受けるリスクについて分析し、 結果を郵送等で本人へ返却する。

## ※3 フレイルチェックシステムとは

フレイルチェックの実施に伴う個人情報の電子計算機処理として当初はスタンドアロンシステムを構築し(平成28年12月27日第78回個人情報保護審議会諮問済み)、平成30年3月より「こうべ健康いきいきサポートシステム」内にサブシステムとして取り込む再編を行っている(諮問事項外)。

